

○総務省令第六十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月一日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の四第二項第一号中「第八項」を「以下この条及び次条」に改め、同条第十四項第一号及び第十五項中「細目告示第四十一条第一項第五号」を「適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号」に改める。

附則第四条の五第七項第一号、第十五項第一号及び第二十二項第一号中「細目告示第四十一条第一項第五号」を「適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。